

# 平成30年度 第10回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 平成31年1月10日(木) 午後4時から午後4時55分

2 開催場所 倉吉市役所 3階 第2会議室

3 出席委員 (27人)

会長 3番 山脇 優 委員

## 農業委員

1番 谷本貴美雄 委員	2番 徳田和幸 委員	4番 松本幸男 委員
6番 室山恵美 委員	7番 林 修二 委員	8番 美田俊一 委員
9番 藤井由美子 委員	10番 河本良一 委員	11番 鐵本達夫 委員
12番 筏津純一 委員	13番 數馬 豊 委員	14番 金信正明 委員
15番 福井章人 委員	16番 西谷美智雄 委員	17番 原田明宏 委員
18番 山本淑恵 委員	19番 吉村年明 委員	

## 農地利用最適化推進委員

高見美幸 委員	涌嶋博文 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
西谷昭良 委員	小谷俊一 委員	山下賢一 委員	小谷義則 委員
影山卓司 委員			

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第62号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第64号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第65号 農用地利用集積計画の決定について

議案第66号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主任 隅 陽介

7 会議の概要

## (1) 開 会

事務局長 只今より、平成30年度第10回農業委員会会議を開会いたします。はじめ

に山協会長にごあいさつをお願いいたします。

## (2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

## ※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条によりまして、会長が議長となり会議を進行していただきます。山協会長、よろしくをお願いいたします。

## (3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、議事録署名人の決定でございます。本日の議事録署名人は、6番 室山委員、7番 林委員をお願いいたします。

## ※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 欠席者はございません。

## (4) 連絡・報告事項

議 長 それでは、(4) 連絡報告事項に入らせていただきます。12月の農家相談会については相談がゼロ件でございましたので、報告はございません。では、事務局、お願いします。

事務局 平成30年度第10回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項をご覧ください。(以下事務局説明)

議 長 只今の連絡報告事項につきまして、皆さん何か、ご質問等ございますでしょうか。ありませんか。

(なしの声)

## (5) 議 事

議 長 それでは、日程(5) 議事に入ります。本日の議案につきまして、事務局より説明をいたします。

事務局 それでは、議案資料に基づきまして本日の議案について説明させていただきます。

まず、議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページのとおり5件、合計8筆の所有権移転の申請が出てございます。いずれも許可要件をみたしていると考えております。

続きまして、議案第62号 農地法第4条の規定による許可申請について。4ページでございます。1件の申請でございまして、第2種農地で植林の申請でございます。この案件につきましては面積が30aを越えておりますので、本会でご審議をいただいた後、鳥取県農業会議の常設審議委員会に意見聴取を

する案件でございます。

続きまして、議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について、3件の申請が出ております。まず、1番が用途地域内での宅地分譲、2番が同じく用途地域内での一般住宅の建築、3番が第1種農地での一般住宅の建築というものでございます。3番につきましては現在農用地区域からの除外手続き中でございますので、完了後に許可をするものでございます。

議案第64号 非農地・非採草放牧地現況証明申請については、1件の申請が出ております。

続いて、議案第65号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。議案の11ページから48ページまで、107件の利用権設定の申出がございました。また、49ページのとおり所有権移転が1件出ております。

最後に、議案第66号 倉吉農業振興地域整備計画の変更については、56ページのとおり2件の協議が農林課から出ておりますので、ご審議をお願いいたします。以上でございます。

#### 議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは、早速議事に入らせていただきます。議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請についてお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。11番 鐵本委員。

11番 11番 鐵本です。ちょっと教えてください。1番ですけど、親子関係か何か。贈与ということですけど、受ける者が、持ち分それぞれ3分の1ずつしか受けないという感じを。ちょっとわかりづらいところがあるので教えてほしい。

事務局 只今のご質問ですけど、まず、渡人さんと受人さんは親戚関係でございます。そして、受人が3人さんで、持分3分の1ずつとなっておりますが、こちらは、〇〇さんと〇〇さんが夫婦。その息子さんが〇さんということでございますが、贈与によるもので、〇〇〇ということで土地の価格が高いもので、1人で贈与を受けてしまうと贈与税が非常に高額になるということで、ご家族3人で共有名義にされるということでございました。

議長 よろしいですか。その他、ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑がないようですので挙手により採決を求めます。異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 全員賛成ということで承認といたします。

議案第62号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長 続きます。議案第62号 農地法第4条の規定による許可申請についてお諮りします。本件につきましては、本日午前10時30分より、当番委員であります河本委員、高見推進委員、藤井代理、森石局長、隅主任と私の6名で調査に行っておりますので、代表して高見委員より報告をお願いいたします。

高見推進委員 推進委員の高見です。午前中、現地調査に行っておりまして、問題はないということをお報告させていただきます。

議長 ありがとうございます。それでは、議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 全員賛成ということで、異議なしということで承認いたします。

議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きます。議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について。本件につきましても、先程同様のメンバーで現地の調査に行っておりますので、同じく高見委員より報告をお願いいたします。

高見推進委員 推進委員の高見です。本件につきましても、調査の結果問題はないということで報告させていただきます。以上です。

議長 只今、報告がございました。なんら問題ないということでございますが、皆様のご意見を求めます。ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議長 全員賛成ということで、異議なしということで承認いたします。

議案第64号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議長 続きます。議案第64号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について。本件につきましても、先程のメンバーで現地の調査に行っておりますので、同

じく代表して高見委員より報告をお願いいたします。

高見推進委員 推進委員の高見です。本件につきましても協議の結果、何ら問題はないという  
ことで報告させていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、報告のとおりでございます。委員の皆さん  
で何か質疑はございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということで承認といたします。

#### 議案第65号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして、議案第65号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りいた  
します。本日の農用地利用集積計画の案の利用権設定各筆明細に該当委員に係  
る案件がございますので、事務局より説明を受ける前に該当委員に係る案件を  
審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、進行させていただきます。農業委員  
会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。11ペ  
ージ番号1番から22ページ番号34番までの農事組合法人 ○○○○○○○  
○○○○○○、及び、22ページ番号35番は8番 美田委員に係る案件でござ  
いますので、退席を求めます。

(美田委員 退席)

議 長 それでは、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。11ページ番号1番。○○の2筆1,  
354㎡につきましては円滑化事業による賃借権設定でございます。以下記載  
のとおりで、その他22ページ番号34番まで、合計95筆117,263㎡の  
円滑化事業による賃借権設定でございます。続けて、22ページ番号35番は  
○○の1筆578㎡で、以下記載のとおり賃借権設定でございます。いずれ  
も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え  
ます。以上でございます。

議 長 只今、美田委員の案件について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成でございますので、只今の案件につきましては承認いたします。美田委員の入場を求めます。

(美田委員 入場・着席)

議 長 美田委員へ、只今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことを報告いたします。続きまして、32ページ番号61番の〇〇〇〇〇〇〇〇〇は9番 藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議 長 それでは、事務局より説明してください。

事務局 32ページ番号61番。〇〇〇〇〇〇の1筆1,811㎡の田の賃借権設定でございます。以下記載のとおりでございます。各要件を満たしているものと考えております。以上でございます。

議 長 只今、藤井委員の案件につきまして説明がありました。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成、異議なしということでございますので、藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議 長 藤井委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されましたことを報告いたします。続きまして、47ページ番号106番の鳥取中央農

業協同組合は7番 林委員に係る案件でございますので、林委員の退席を求めます。

(林委員 退席)

議 長 それでは事務局、説明してください。

事務局 47ページ番号106番でございます。〇〇〇の1筆の畑3,000㎡の賃借権設定でございます。以下記載のとおりでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。以上でございます。

議 長 只今の案件に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということで承認いたします。林委員の入場を求めます。

(林委員 入場・着席)

議 長 林委員へ、只今の案件につきましては、承認されましたので報告いたします。それでは続いて、その他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、最初の11ページに戻っていただきまして、利用権設定各筆明細等集計表でございます。田、畑、樹園地の合計は452,264.91㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては11ページから48ページのとおりでございます。

続いて、49ページ的所有権移転でございます。所有権の移転を受ける者は公益財団法人 鳥取県農業農村担い手育成機構。所有権の移転をする者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇でございます。移転する土地は〇〇〇〇〇〇の9筆でございます。合計10,029㎡でございます。以下、移転の内容は記載のとおりでございます。売買単価は10aあたりで149,566円となっております。農地中間管理事業の特例事業によるものでございます。

50ページから53ページまでは、利用権設定を受ける者の農業経営の状況等でございます。54ページは先ほどの所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等を記載しています。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。以上です。

議 長 只今、議案第65号につきまして説明がございました。皆様にお諮りいたします。質問・意見等ございませんか。4番 松本委員。

4番 4番 松本です。こういうケースの場合は相続財産管理人ということで弁護士が相手っちゅうか、あれになってくると思うんだけど、これは相続が出来なんだケースかな。どういうことでしょうか。

事務局 このケースは相続人さんがもうおられないです。子どもさんもなく、奥様も亡くなられ、相続人さんがおられないということで、弁護士さんが財産管理人になられて処分されているということでございます。

4番 4番 松本です。こういうケースは誰が受け取ることになるわけですか。これからこういうケースがどんどん出てくるのが見込まれるので、知識として知っとくがよいと思って質問しただけ。

議 長 国庫です。実は、私の改良区のところにも、組合員の方が亡くなられて、子どもはおるんだけど相続放棄いたしますということで、関西の裁判所で決定を受けて送ってきました。そういうケースがこれから増えてくるんでないかと思っております。

4番 国庫金になっちゃうんだな。国に寄付しちゃうような。わかりました。

議 長 その他、ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、議案第65号について、異議のない方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成でございますので承認といたします。

#### 議案第66号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議 長 議案第66号 倉吉農業振興地域整備計画の変更についてお諮りいたします。事務局、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第66号についてご説明させていただきます。資料の56ページからでございます。

まず、協議番号倉吉9につきましては、次の57ページからご説明させていただきます。57ページを見ていただきまして、除外後の計画用途は太陽光発電設備。除外の理由につきましては記載のとおりでございますが、現在、荒れた状態になっておりまして、耕作者もなく、今後農地としての維持管理もでき



ないということで太陽光発電の業者さんが目を付けられたものです。協議地の概要につきましては〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇他6筆でございます。土地所有者は〇〇の〇〇〇〇他5名。こちらの住所につきまして56ページの住所と違っておりますのは、57ページのほうが登記簿上の住所でございます。56ページのほうが現住所でございます。他の方についても同様でございます。現況は畑425㎡、他は田んぼが6筆。合計で6,812㎡でございます。数年前に大きな転用がありました、〇〇〇〇のメガソーラーのすぐ下側の農地でございます。3番、利用計画の概要でございますが、設置者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、予定時期は許可日よりということでございます。関係機関との調整状況は58ページのとおりでございます。そして、市町村長の考え方につきましては59ページのとおりでございます、法第13条第2項の検討ということで、農振除外5要件についてそれぞれ記載されております。いずれについても要件を満たしているということでございます。

続けて、協議番号倉吉10についても説明させていただきます。協議番号倉吉10につきましては64ページをご覧ください。こちらも先程の倉吉9の隣接地でございます。申請者が別でありますために別の協議となっておりますが、同じ場所でございます。同じく太陽光発電設備で、協議地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇〇でございます。826㎡の田でございます。施設の設置者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。施設の設置予定時期は許可日よりということでございます。同様に、65ページに關係機関との調整状況、66ページに市町村長の考え方が記載されております。こちらも、いずれについても要件を満たしているということでございます。

最後に56ページに戻っていただきまして、協議内容を農地区分及び許可基準に当てはめると、いずれも小集団の生産力の低い農地。土地改良等がなく広がりもない農地ということで第2種農地と判断しております。許可基準につきましては代替地なしで、転用見込み有り判断しております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 只今、説明がございました。皆さんで何かご質問等ございましたら。4番 松本委員。

4番 以前、亡くなられた〇〇さんが心配しておられた物件と同じような感じなんです。私も〇〇〇〇の改良区の役員しとるで、これ、〇〇〇〇の改良区の土地なんです。それで、無理かもしれんけど、実は賦課金がずっと何年も未払いで、困つとることに、今度はこうやって売って金をくれりゃええけど、これ、順位があるんです。差し押さえ関係でも。何かいい方法ないだかい。〇〇さんも最期まで悩んであれただただけど、同じような案件なんです。とにかく何にも払ってくれん。何かいい方法ないかな。

議長 これ、土地改良区の管轄かえ。該当なしになつとるが。ここの土地だで。

4番 〇〇〇〇の土地改良の域だけな。

- 議 長            なら、これは何でだ。土地改良区、同意が該当なしになつとる。どういうことだ。前の〇〇〇〇〇〇の時には土地改良区に同意を取りに行つとるはずだよ。
- 4 番            こんなの下手の土地でないか。
- 議 長            そう。同じ所だ。それで、いくらか払ったら同意したるわいってことで条件を出して、改良区は賦課金をもらつとるはずだ。それで、これもたしか〇〇〇の改良区の中だと思ふで。
- 4 番            そのへんもちょっと調べてみますけど。
- 議 長            それから、皆さんもよく知つといてもらいたいのは、例えばこうやって出してくるんだけど、今の状態のこの農地では、うちは受け付けできません。草ぼうぼうで木が生えて、農地の状態でないから、農業委員会としては受け付けはしないことになります。農地を転用する場合には農地でないといけんと。今の状態は雑種地みたいになつとるが、それではうちは受け付けできませんと。申請があつても受け付けできないということになりますんで、よく知つといてください。もし相談があつた場合。ですから、この件につきましても前もって申請があればそのことは伝えます。農地の、田んぼの姿に戻してくださいと。きちんと耕耘して、これが田んぼですよと再生してからでないといふ申請は受け付けませんと言ふようにしていますので、たぶん時間がかかると思ふます。冬場ですので。そういう経過がございますので。それから、今、あちこちで転用が出ておりますけれども、申請があつた時点で事務局が現地に行つて、今日の現地調査までには草刈つたりとか耕耘してもらつたりだとか、農地の状態にしてもらつて、調査で検査してますんで。そういうところを、やはり、相談があつた場合は頭に入れといふアドバイスをしていただくようお願いしておきます。これはちょっと調査してください。
- 4 番            ちょっとこっちも調べてみます。
- 事務局           こちら〇〇〇改良区さんに確認させてもらいますし、農林課にも指導したいと思ふます。それを踏まえた回答を。農地に復元ということと、改良区の手続きをするよふにということとで回答させていただきます。
- 議 長            たぶん改良区もこのまますんなりはいはいつて言わんと思ふ。金入るかかわからんと。はい、河本委員。
- 10 番           10 番 河本です。ちょっと質問。この土地が仮に改良区の区域外だつたとしても、この人が改良区の賦課金を払つたらちゅうことだつたら、賦課金をそれから徴収するとかそういうことはできんですか。
- 議 長            土地改良区外だつたらそういうことはできません。あとは、改良区と本人の

話し合いです。たぶんここは、あの一帯はみんな〇〇〇改良区です。あの一帯全部改良区内の田んぼです。

8 番 図面から見りゃそうだね。

議 長 そう。図面から見りゃ、基盤整備してありますから。だけ、農林課が知らん。はい、美田委員。

8 番 8 番 美田です。その後の市町村長の考え方の中で、あまりちょっとここまで書きちゃうとほんとに大丈夫かいなど。3号関係に書いてあるように、「農地と農地以外の場所が混在し」。実態はそうなんだろうけど、絵から見るとこれは農地だ。区画整理が入ると農地だって見えるしな。

議 長 58 ページ。ここに、土地改良区の同意が該当なしになつとるけど、今、〇〇〇改良区の〇〇〇副理事長から該当地だと、〇〇〇改良区の管轄の土地だと。

8 番 説明資料に付いとる平面図があるが、どう見たってこれは土地改良区域内にある区域を示しているのに、「農地と農地以外の土地が混在し」「広がりがない」とか、この表現でこれが説明できるんかな。

4 番 それから、田が6件あるけども、30年以上も荒廃しとるちゅうことになってくると、中にはええのもあるだけ、全部が全部悪いわけじゃない。現に作つとる人がおんなる。きれいに。

8 番 過去、承認したようなところで、同じような文章をそのままえっと貼り付けとるでないだか。

農林課 今、田が6筆という話をいただきましたが、私も現地を一度見に行っておりますけれど、この6筆は、431-2から10、この田の部分につきましては、ほんとに荒れてるってことを私も確認しております。耕作されてる農地はございませんでした。

8 番 荒れとるちゅうのは、30年もやとらんけ荒れとるわけで、きちっともうちょっと指導したりあれしたりせないけなんだ

4 番 30年。農業委員にも問題があるだ。

議 長 荒かいとつたら荒かいとつたで今度は太陽光かいやと。そいじゃあ筋が通らんじやないかってこと。だけ、とりあえず農地に返して、作ってもらえんかと、そういうことを農業委員会としては言わないけんでないかと。荒れとるけ太陽光にすればいいじゃ通らんでな、理屈は。なんで、それを農地に返そうか。これ、農地パトロールは何判定になつとるか。〇〇〇か〇〇か。

8 番 平面図から見ると、やっぱりいっぺん土地改良事業やっとする。これを、作っ  
とらんけ、荒れとるけ、農地とみなせんなんてのはあんまり。

議 長 A、B どちらの判定だったか。それにもよるだよ。

農林課 今のご意見につきましては確認をさせていただきますが、61 ページの図面  
の上3分の1ぐらいが薄い色のついた農地になっておりますけども、そちらと  
は地番が違っておりますので、もう一度確認させていただきます。

8 番 ここの斜線が引っ張ってあるところが該当地でしょ。

農林課 はい。明らかに地番が違いますので、〇〇〇改良区さんが土地改良を実施さ  
れた部分と。

議 長 確認せないけん。それから、農地パトロールのときはA判定にしてあるのか、  
B判定にしてあるのか。担当地区の委員。見とらんか、谷本委員。

1 番 以前からの図面によってずっと回っとするけ、以前からも全然出とらんところ  
で、そのまま見逃して、見逃してって言い方悪いですけど。現地の確認はして  
ません。

議 長 それがいけんだ。もう農地に復元できんって判定だったら仕方がない。ちょ  
っと、現地をよーく見てこないけん。でもこれ改良区の管轄だと思うな。だ  
け、この件につきましては、私からですけど、今回は保留ということにさして  
もらってもいかがでしょうか。

(異議なしの声)

議 長 同意されます方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということで、この案件につきましては、今回の会議では保留とい  
たします。

議 長 再開いたします。

#### (6) その他

議 長 日程(6) その他。

事務局 それでは、別冊―その他報告・連絡事項―をご覧ください。資料の2ページ  
から(1)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についてを掲

載しております。①が鳥取県の発注工事の一時転用でございます。3ページ②が、こちらも鳥取県の発注工事の一時転用でございます。③、4ページでございます。国土交通省の工事の一時転用でございます。5ページ④は〇〇〇〇の無線電波塔でございます。それぞれ許可の要らない根拠につきましては、資料をご覧くださいただけたらと思います。以上でございます。

議 長 続きますして、(2) あっせん。

事務局 6ページでございます。(2) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということでございます。①、相談者は〇〇の〇〇〇〇さんでございます。土地の所在は〇〇〇〇〇〇。田んぼ513㎡でございます。相談内容は売買と賃貸借ということでございます。7ページ②。相談者は〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は〇〇の3筆の田んぼでございます。相談内容は使用貸借ということでございます。続いて8ページ③。〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。〇〇の農地について売買のあっせんでございます。9ページ④は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。〇〇の田んぼについて賃貸借の相談でございます。それぞれ、あっせん委員の選任をお願いいたします。

議 長 まず、6ページ①。〇〇さんの田んぼの件ですが、〇〇地区になりますか。涌嶋委員。1人でよろしいですか。

涌嶋推進委員 吉村さんと一緒に。

議 長 吉村くん入れときゃ作ってくれるかもしれん。じゃあ、吉村委員と涌嶋推進委員で。続きますして②、〇〇。これは福井委員。1人でいいですか。

15番 15番 福井です。前任者の作っておられた〇〇〇〇さんから直に聞いておりました、現在進行形でやっておりますので。

議 長 なら、引き続いてよろしくお願ひします。③、綱本さんは栗尾。

涌嶋推進委員 私1人でいいです。

議 長 はい。続いて④〇〇。林くん、〇〇のあっせん委員。

11番 いや、私がします。

議 長 なら、數馬委員。1人でいいですか。自分が作りゃええだけな。では、(3) 農地等あっせん活動の状況の報告について。①、小谷委員。

小谷俊一推進委員 あっせん委員の小谷です。報告いたします。この〇〇さんにつきましては、こないだ本人に会ってまいりました。それから、現地確認も行ってきまして、

ゴズボの山で灌木も生えておりますし、とてもあっせんできるような状態でございますので、そのことを本人に申し上げて、納得して帰ってまいりましたので報告いたします。

議 長 ②、林委員。

7 番 7 番 林です。1 2 月 1 8 日、本人の希望日に会ってきました。上から 1、2、3、それから 5 番目。これが 1 くぼになつとりますので、これはもう何年も作ってないということで事情を聴きましたら、どうも田んぼがやわいみたいで機械がはまると。三角くぼですし、なかなか作り手が無いということで、今、隣の〇〇さんのところに行ってみようかなと思っておるところです。それから、後の〇〇さんっていうのが〇〇さんの弟さんです。これが作つとんなるのが〇〇〇〇〇。1,081㎡となっておりますけれども、これは 3 段くぼ 1 枚になっております。それから、下の 2,376㎡、2,799㎡。この 3 枚を〇〇さんが作っておられるということでございまして、これはまだ契約期間がありますので、〇〇さんに弟さんと相談してくださいということで別れております。それから、〇〇の〇〇〇、〇〇〇さんの分ですけれども、〇〇さんに相談しましたところ返したいと。これは去年の田植えのときに田植え機がはまっちゃって、ユンボ持ってって引っ張り上げたというようなくぼでございまして、なかなかやおいようです。堰の間にユンボで溝を掘っておられました。それで、なんとかもう 1 年作ってもらえんしょうかということで、こないだ正月の区会の後に相談しましたら、もう 1 年作ってみようかとなっておりますので、あとのところは契約の解除があつてからあつせん本人に伝えておりますので、以上です。

議 長 一番下の〇〇の〇さんのは 6 月で期限が来ちゃうけど、更新しなるか。

7 番 ええ。1 年間だけ。

議 長 更新して作ってくれるか。わかりました。ありがとうございました。

1 1 番 林さん、ちょっと教えて。〇〇の〇〇〇が登記上は 1,081 だけど広なつとるっていうのは、どっかの田んぼと一緒になつとってどのへんが境だかようわからんっていう感じですか。

7 番 いや、1 くぼ。三角くぼ。耕地整備がしてあつて、こまいくぼは全部 1 くぼになつとります。1 反以上あると思います。

議 長 なら、台帳が直してないだな。

7 番 ええ。それで、あつせんの台帳を見ましたところ、どうも、無い田んぼも出とりまして、道路になつちやつとつたり、そこらへんが整理してないと聞いと

りますので、これは1くぼになつとる。

議 長 はい。(4) 編集委員会の報告について。

7 番 7 番 林です。お手元に72号 農業委員会だよりをお配りしていると思います。よく見られまして中身に不備がありましたら今月中に、ご指摘を願いたいと思います。以上です。

議 長 実は、この農業委員会だよりについては3年前からずっと私はカラー印刷にということで思っておりまして、今日、ここが始まる前に市長のところに上がって、お願いしたところでした。カラーにするとみんなが見るだら、見栄えが良いし、ぱっと。写真の顔写りもよくなるしな。ここにマコモタケが出とるだけど、あんまりぱっとせんだんな。やっぱりこれがカラーになるときれい。そう思ってカラーに是非ともお願いしたいと言ってきましたので。

10 番 この表紙をもうちょっと拡大したほうが、どういふもんかわかるんじゃないかと思うんですけど。これ、あまりにも小さくてわからんでないかな。マコモタケっていったらどういふ物かっていう。

事務局 (5) その他の連絡をさせていただきます。まず、資料の最後に付けておると思いますけれども、農業委員会等の綱紀肅正についてという通知が出ております。以前にもご報告させていただきましたけれども、元農業委員さんが便宜を図ったということで逮捕された事件がありましたけれども、それに関連して、その事務をした農業委員会の職員も農地法違反のほう助ということで罪になっているということがありますので、改めて、皆さんもお気を付けいただくようにということで通知が届いております。

それから、3月の農業委員会ですけど、市議会の委員会でこの会議室が使えませんもので、交流プラザで委員会を開催させていただきたいと思います。それから最後に、これから新年互礼会を17時半ぐらいから、北庁舎の横の石井旅館で予定しておりますので、皆さんよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 それから、今日お見受けいたしますけれども、農業委員章を襟に付けておられない方がおられますので、次の定例会はきちんとこれを付けてきていただきますようお願いいたします。よろしくお願ひします。その他ないようですので、これをもちまして本日の農業委員会会議は閉会といたします。

— 午後4時55分 閉 会 —